

居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に規定される事項を下記のとおりとし、認定にあたって当該事項をすべて満たすことが必要です。

1. 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定により告示された地区計画のうち地区整備計画が定められている区域において、次に関する事項に適合すること。
 - ① 建築物の敷地面積の最低限度
 - ② 建築物の高さの最高限度
 - ③ 建築物の延床面積の敷地面積に対する割合の最高限度(容積率)
 - ④ 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度(建ぺい率)
 - ⑤ 壁面の位置の制限(壁面後退)
2. 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内にあるものは、環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)で規定されるもののうち、下記に関する事項に適合すること。
 - ① 条例第 118 条の2第2項の適用を受ける建築物については同項に規定される緑化基準(屋上緑化、敷地緑化に関する事項)
 - ② 条例第 118 条の5第1項の適用を受ける建築物については同項に規定される建築物環境性能評価指針(CASBEE に関する事項)
3. 都市計画法第4条第6項による都市計画施設の区域内でないこと。